
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 **【審議事項】IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」
超インフレ経済の指標の評価**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2024 年 11 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）において議論された「超インフレ経済の指標の評価」（IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」）について、アジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及び議論の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. 委員会は、超インフレ経済となる時期を識別するための IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS 第 29 号」という。）の適用についての要望書の提出を受けた¹。
3. 超インフレ経済となる時期及び IAS 第 29 号の適用時期について、IAS 第 29 号第 3 項及び第 4 項はそれぞれ以下のように述べている²。

第 3 項

本基準書は、超インフレが生じているとみなされる絶対的なインフレ率を定めるものではない。本基準書に準拠した財務諸表の修正再表示がどのような場合に必要となるのかは、判断の問題である。超インフレの指標となるのは国の経済環境の特徴であり、それには以下のものが含まれるが、これらに限定されない。

(a) 一般市民が、財産を非貨幣性資産又は比較的安定した外国通貨で保有することを選好する。保持している自国通貨は、購買力を維持するために直ちに投資される。

(b) 一般市民が、貨幣金額を自国通貨ではなく比較的安定した外国通貨で考え

¹ AP2A 第 1 項

² AP2A 第 6 項

る。諸物価が当該外国通貨で示される場合もある。

(c) 信用売買は、たとえ短期間であっても、与信期間中に予想される購買力の喪失を補填する価格で行われる。

(d) 利率、賃金及び諸価格が、物価指数に連動する。

(e) 3年間の累積インフレ率が、100%に近づいているか又は100%を超えている。

第4項

同一の超インフレ経済国の通貨で報告するすべての企業が、同一の日付から本基準書を適用することが望ましい。しかし、本基準書は、企業の財務諸表に、当該企業がその報告通貨国において超インフレの存在を認識した期間の期首から適用される。

4. IAS 第29号第3項の適用に関して、要望書の提出者によれば、すべてではないものの一部の利害関係者は、第3項(e)³の定量的指標に主に重点を置いて超インフレ経済の判断を行う一方で、他の利害関係者はすべての指標を検討して当該判断を行うという。提出者は、このような実務上の多様性は、利害関係者がIAS第29号に基づき超インフレ経済となる時期について異なる結論を下す可能性があり、ひいては複数の法域で活動する多国籍企業にとって実務上の課題を生じさせるとしている。

III. 質問の概要

5. このため、要望書の提出者は、以下を質問している⁴。

| | |
|-----|--|
| 質問1 | ある経済が超インフレとなる時期を評価する際に、IAS 第29号第3項のすべての指標を検討すべきかどうか（第3項の指標の1つが満たされた場合でもすべての指標の検討を継続することを含む）。 |
| 質問2 | IAS 第29号は、関連性がある場合、IAS 第29号第3項に列挙されている指標以外の指標を検討することを要求しているかどうか。 |

³ IASB スタッフは、AP2Aにおいて、IAS 第29号第3項(e)を定量的指標とし、第3項の(a)から(d)の指標を定性的指標と呼ぶことにしたとしている。AP2A 脚注1 参照。

⁴ AP2A 第8項

| | |
|------|--|
| 質問 3 | IAS 第 29 号は、子会社（個別財務諸表）及び親会社（連結財務諸表）の両方に対して、経済が超インフレになる時期について一貫した結論を出すことを要求しているかどうか。 |
|------|--|

IV. 2024 年 11 月の IFRS-IC 会議

IASB スタッフによる分析及び提案

6. IASB は要望書を受けて、利害関係者に対して情報要請を行った⁵。情報要請における質問事項は以下のとおりである⁶。

| | |
|------|---|
| 質問 1 | IAS 第 29 号を適用して経済が超インフレであるかどうかを検討する際に、IAS 第 29 号第 3 項の 1 つの指標を満たしていても、他の超インフレの指標を検討するかどうか。 例えば、ある経済について、3 年間の累積インフレ率が 100%を超える場合（100%をわずかに超える場合も含む）、経済が超インフレであると結論を下すために、超インフレの他の指標を検討するかどうか。 |
| 質問 2 | IAS 第 29 号第 3 項に列挙されている指標以外の指標を検討するかどうか。 |
| 質問 3 | ある経済が超インフレになる場合について、企業グループ内の異なるレベルで異なる結論を観察したことがあるか。 例えば、(a) IFRS 会計基準を適用して財務諸表を作成している子会社が、その機能通貨の経済は超インフレではないと結論づけ、(b) 当該子会社の親会社は、IFRS 会計基準を適用して財務諸表を作成する際に、子会社の機能通貨の経済は超インフレであると結論づけたという状況を観察したことがあるか。 |

7. IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項(a)は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加するかどうかを決定する際に委員会が考慮する要件として、「問題が幅広い影響を及ぼし、影響を受ける人々に対して重大な影響を及ぼしているか、及ぼす可能性がある」ことを定めている。

⁵ AP2A 第 10 項

⁶ AP2A 第 11 項

8. さらに、ある問題が幅広い影響を及ぼしているかどうかの評価には、要望書に記載された事実パターン又は取引が普及しているかどうかだけでなく、その事実パターン又は取引に関する異なる見解の存在、ひいては会計処理における幅広い不統一が生じているかどうかも検討することが求められているとされている⁷。
9. この点、次項以降に示すとおり、IASB スタッフは、要望書に含まれる情報及び情報要請から得られた知見に基づき、要望書で提起された問題は、より高度のインフレに晒されている多くの法域で生じており、普及しているとは言えるかもしれないものの、要望書で指摘されたような不統一を示す証拠は限定的か、全く示されていないとして、当該問題が幅広い影響を及ぼしているという証拠は、現在までのところ得られていないとしている⁸。したがって、要望書が求める超インフレ経済の指標の評価については、情報要請で得た証拠に基づく第7項の要件を満たしていないとしている⁹。

(情報要請の結果と分析)

10. IASB は情報要請の結果、13 団体から回答を得ており、各質問の主な回答内容とそれに対する IASB スタッフの分析は以下のとおりである¹⁰。

| | |
|---|---|
| <p>質問 1</p> <p>IAS 第 29 号第 3 項のすべての指標は、1 つの指標が該当する場合でも検討するかどうか。</p> | <p>すべての回答者が、経済が超インフレになる時期を評価する際に複数の指標が検討されると回答した¹¹。しかし、ほとんどすべての回答者が、特定の状況の評価上、定量的指標に大きな比重が置かれることを観察している又は自らが置いていると回答した¹²。</p> <p>このため IASB スタッフは、質問 1 については不統一を示す証拠が得られていないとした¹³。IAS 第 29 号にはそれぞれの指標の重みについて記載がないが、特定の状況の評価にあたり、ある指標により比重が置かれる点は、実務上の不統一があることよりもむしろ判断が適用されていることを証明するものと考えられるとした¹⁴。</p> |
|---|---|

⁷ AP2A 第 35 項

⁸ AP2A 第 36 項

⁹ AP2A 第 37 項及び第 40 項

¹⁰ AP2A 第 14 項から第 26 項

¹¹ AP2A 第 14 項

¹² AP2A 第 15 項

¹³ AP2A 第 29 項

¹⁴ AP2A 第 30 項

| | |
|---|--|
| <p>質問 2</p> <p>IAS 第 29 号第 3 項に列挙されている指標以外の指標を検討するかどうか。</p> | <p>多くの回答者が、IAS 第 29 号第 3 項に列挙されている指標に加え、関連性がある場合には、国際通貨基金（IMF）のインフレ見通し及びそのバックテスト等の指標を検討したことがあると回答した¹⁵。</p> <p>このため IASB スタッフは、質問 2 についても不統一を示す証拠が得られていないとした¹⁶。</p> |
| <p>質問 3</p> <p>ある経済が超インフレになる場合について、企業グループ内の異なるレベルで異なる結論を観察したことがあるか。</p> | <p>3 つの団体が左記のような差異を観察したことがないという回答をした¹⁷一方で、それ以外の回答者から観察したことがあるという回答を得た¹⁸。しかしその差異の生じた要因は、主に重要性の観点から子会社の財務諸表に IAS 第 29 号を適用したが、親会社の連結財務諸表作成時に IAS 第 29 号を適用しなかったというもの¹⁹及び、法域での特定の法規制を原因としているという回答を得た。</p> <p>このため、IASB スタッフは、質問 3 についても不統一を示す証拠が得られていないとした²⁰。</p> |

（IASB スタッフによる提案）

11. 前項までの分析を踏まえ、IASB スタッフは、本論点について、デュー・プロセス・ハンドブック第 5.16 項の評価に基づき基準設定プロジェクトを作業計画に追加せず、代わりに、基準設定プロジェクトを追加しない委員会の理由を説明するアジェンダ決定（案）を公表することを提案した²¹。

IFRS-IC 会議での議論の概要

12. IFRS-IC 会議に参加したメンバーの多くが基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないとする IASB スタッフの提案に賛成した。
13. しかし、一部の委員からは、超インフレ経済と評価されると作成コストの増加等多

¹⁵ AP2A 第 20 項

¹⁶ AP2A 第 32 項

¹⁷ AP2A 第 22 項

¹⁸ AP2A 第 23 項

¹⁹ AP2A 第 26 項

²⁰ AP2A 第 34 項

²¹ AP2A 第 37 項

大な影響を受けること等を理由に、超インフレ経済と判断されることの影響をもっと重要視してほしいとする意見が聞かれた。

14. ある委員から、IAS 第 29 号は原則主義に基づいた基準であり、原則主義である以上、判断に起因する不統一はある程度認めざるを得ないとする意見が聞かれた。

V. 2024 年 11 月の IFRIC Update のアジェンダ決定(案) (仮訳)

超インフレ経済の指標の評価 (IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」)

2025 年 2 月 3 日までコメントを募集

委員会は、どのような場合に経済が超インフレとなるのかを識別するための IAS 第 29 号の適用に関する要望書を受け取った。

要望書は次のことを質問していた。

- a. どのような場合に経済が超インフレとなるのかを評価するにあたり、IAS 第 29 号の第 3 項におけるすべての指標を考慮すべきかどうか (第 3 項における指標の 1 つが満たされている場合でもすべての指標を引き続き考慮すべきかどうかを含む)。
- b. IAS 第 29 号は、関連性がある場合に IAS 第 29 号の第 3 項に列挙されている指標以外の指標の考慮を要求しているかどうか。
- c. IAS 第 29 号は、子会社 (自社の財務諸表において) と親会社 (連結財務諸表において) の両方が、どのような場合に経済が超インフレとなるのかについて一貫した結論を下すことを要求しているかどうか。

発見事項

委員会が [現在までに] 収集した証拠は、どのような場合に経済が超インフレとなるのかの評価についての要求事項の理解における不統一の兆候をほとんど示していない。証拠によると、利害関係者は、

- a. IAS 第 29 号の第 3 項に列挙されている指標のうちの 1 つだけに基いて経済が超インフレになったという結論を下していない。
- b. 関連性がある場合には、IAS 第 29 号の第 3 項に列挙されている指標以外の指標を考慮している。

- c. IFRS 会計基準を適用する際にグループ内の異なるレベルで異なる結論に至っていない。

結論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

以 上